

文部科学省調査事業 報告内容 (案)

No.	調査・検討事項	検討内容 (国への報告内容)
2 (2)	調査対象施設を利用する保護者の意識等	<p>【総括調査・第1回定期調査 (国の様式に基づき実施)】 実施時期 令和2年10月14日(水)～28日(水) 調査結果 第2回調査委員会資料 参照</p>
3 (1)		<p>【第2回定期調査 (国の様式に市独自の調査項目を追加して実施)】 実施時期 令和2年12月18日(金)～令和3年1月7日(木) 調査結果 資料1-2参照</p> <p>【第3回定期調査 (国の様式に市独自の調査項目を追加して実施)】 実施時期 令和3年2月17日(水)～3月2日(金) 調査結果 資料1-3参照</p>
2 (3)	調査対象施設の活動状況や取組の実態	<p>【書面による調査 (国の様式に市独自の調査項目を追加して実施)】 実施時期 令和2年10月14日(水)～28日(水) 調査結果 第2回調査委員会資料 参照</p>
3 (2)		<p>【実地調査 (調査対象施設を訪問して施設の現地確認及びヒアリングを実施)】 実施時期 令和3年3月1日(月)～5日(金) 調査結果 資料1-4参照</p>
4 (1)	施設が遵守すべき最低限の基準等の設定	<p>【本市の幼稚園類似施設に係る現行規定】 ◎「川崎市幼稚園児保育料等補助金交付要綱」別表「幼稚園 (幼稚園類似の幼児施設) の基準」⇒調査対象7施設は、全て当該基準に適合</p> <p>【調査対象施設における他の基準の適合状況】 ◎「認可外保育施設指導監督基準」(7施設が適合) ◎神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準 (2施設が適合)</p> <p>【施設に求める基準の設定 (本市の対応方針)】 ◎設定の考え方 ⇒各施設における独自の取組・自主性を尊重しつつ、子どもの安全、適切な教育・保育等の提供、安定的な施設運営等が持続的に可能となるよう、項目を設定 ⇒設定する水準としては、既存施設に適用されている基準等を基礎として、柔軟な適用、代替基準の設定等を行う。</p> <p>◎本市の対応方針 ⇒「認可外保育施設指導監督基準」を基礎として(※1)、職員に求める資格等に幼稚園教諭免許所持者を加えることや、活動内容や運営の実態として、幼児教育を目的としていること(※2)を求める。</p> <p>※1 幼児教育・保育無償化の対象となる認可外施設に求められる基準が「認可外保育施設指導監督基準」となっている。また幼児教育を目的とする無認可施設についても、概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合には認可外保育施設の届出を行うことが必要となり、当該基準が適用される。</p> <p>※2 施設が設定する保育目標や、利用実態(園児の保育の必要性の有無に関わらず利用する標準的な活動時間が設定されている等)から総合的に判断</p>

No.	調査・検討事項	検討内容 (国への報告内容)												
4 (1)	施設が遵守すべき最低限の基準等の設定	<p>【対象施設に求める基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準 (案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員</td> <td> <p>【教育・保育従事者の資格等】 有資格者等(幼稚園教諭、保育士、看護師)を3分の1以上配置</p> <p>【配置基準】 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1 (2人を下回ってはならない。)</p> </td> </tr> <tr> <td>日開等園</td> <td> <p>【開園時間・日数等】 1日4時間以上、週5日以上、年39週以上を標準とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>施設・設備</td> <td> <p>【保育室の面積】 保育室 子ども一人当たり1.65㎡以上</p> <p>【必要となる設備】 調理室(自園調理を行わない場合は必要な調理設備)、便所、手洗用設備 必要な遊具等</p> <p>【非常災害に対する措置】 ・消防用具、非常口の設置 ・非常災害時の計画策定、訓練の実施 ・保育室を2階に置く場合は準耐火、3回以上に置く場合は耐火建築物</p> </td> </tr> <tr> <td>保育内容等</td> <td> <p>【保育の内容】 ・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づき、各施設の教育理念や活動方針等を踏まえた適切な教育・保育計画の策定及び実施</p> <p>【給食】(提供する場合) ・子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮 ・献立の作成</p> <p>【健康管理】 ・健康観察等を通じて日々の健康を管理</p> <p>【安全管理】 ・日々の活動を行うために必要となる安全管理を適切に実施</p> <p>【帳簿の整備】 ・職員や子どもに関する帳簿を適切に整備</p> <p>【会計処理】 ・経営状況等に係る真実な内容の表示 ・正確な会計帳簿の作成 ・会計事実の明瞭な表示 ・計算書類の表示方法等のみだりに変更しない。</p> </td> </tr> <tr> <td>運営方針等</td> <td> <p>【幼児教育を目的とした施設であること】 次の内容を考慮し総合的に判断</p> <p>・施設等利用給付等を受給している子どもが一定数以上でないこと。 ・幼稚園教育を目的として設置された施設であること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準 (案)	職員	<p>【教育・保育従事者の資格等】 有資格者等(幼稚園教諭、保育士、看護師)を3分の1以上配置</p> <p>【配置基準】 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1 (2人を下回ってはならない。)</p>	日開等園	<p>【開園時間・日数等】 1日4時間以上、週5日以上、年39週以上を標準とする。</p>	施設・設備	<p>【保育室の面積】 保育室 子ども一人当たり1.65㎡以上</p> <p>【必要となる設備】 調理室(自園調理を行わない場合は必要な調理設備)、便所、手洗用設備 必要な遊具等</p> <p>【非常災害に対する措置】 ・消防用具、非常口の設置 ・非常災害時の計画策定、訓練の実施 ・保育室を2階に置く場合は準耐火、3回以上に置く場合は耐火建築物</p>	保育内容等	<p>【保育の内容】 ・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づき、各施設の教育理念や活動方針等を踏まえた適切な教育・保育計画の策定及び実施</p> <p>【給食】(提供する場合) ・子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮 ・献立の作成</p> <p>【健康管理】 ・健康観察等を通じて日々の健康を管理</p> <p>【安全管理】 ・日々の活動を行うために必要となる安全管理を適切に実施</p> <p>【帳簿の整備】 ・職員や子どもに関する帳簿を適切に整備</p> <p>【会計処理】 ・経営状況等に係る真実な内容の表示 ・正確な会計帳簿の作成 ・会計事実の明瞭な表示 ・計算書類の表示方法等のみだりに変更しない。</p>	運営方針等	<p>【幼児教育を目的とした施設であること】 次の内容を考慮し総合的に判断</p> <p>・施設等利用給付等を受給している子どもが一定数以上でないこと。 ・幼稚園教育を目的として設置された施設であること。</p>
項目	基準 (案)													
職員	<p>【教育・保育従事者の資格等】 有資格者等(幼稚園教諭、保育士、看護師)を3分の1以上配置</p> <p>【配置基準】 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1 (2人を下回ってはならない。)</p>													
日開等園	<p>【開園時間・日数等】 1日4時間以上、週5日以上、年39週以上を標準とする。</p>													
施設・設備	<p>【保育室の面積】 保育室 子ども一人当たり1.65㎡以上</p> <p>【必要となる設備】 調理室(自園調理を行わない場合は必要な調理設備)、便所、手洗用設備 必要な遊具等</p> <p>【非常災害に対する措置】 ・消防用具、非常口の設置 ・非常災害時の計画策定、訓練の実施 ・保育室を2階に置く場合は準耐火、3回以上に置く場合は耐火建築物</p>													
保育内容等	<p>【保育の内容】 ・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づき、各施設の教育理念や活動方針等を踏まえた適切な教育・保育計画の策定及び実施</p> <p>【給食】(提供する場合) ・子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮 ・献立の作成</p> <p>【健康管理】 ・健康観察等を通じて日々の健康を管理</p> <p>【安全管理】 ・日々の活動を行うために必要となる安全管理を適切に実施</p> <p>【帳簿の整備】 ・職員や子どもに関する帳簿を適切に整備</p> <p>【会計処理】 ・経営状況等に係る真実な内容の表示 ・正確な会計帳簿の作成 ・会計事実の明瞭な表示 ・計算書類の表示方法等のみだりに変更しない。</p>													
運営方針等	<p>【幼児教育を目的とした施設であること】 次の内容を考慮し総合的に判断</p> <p>・施設等利用給付等を受給している子どもが一定数以上でないこと。 ・幼稚園教育を目的として設置された施設であること。</p>													

※ No. の番号は、「資料3 事業結果報告書」の項番に対応しています。

No.	調査・検討事項	検討内容（国への報告内容）
4 (2)	受託者が行う支援の 具体的内容・手段・ 効果、地方自治体や 施設の事務処理方法 や体制	<p>【本市が現在実施している補助事業（川崎市幼児園児保育料等補助金）】</p> <p>◎対象者 一定の基準を満たす幼稚園類似施設（調査対象7施設が補助対象）に在園する子どもの保護者（同種の補助金の交付を受けている者を除く。）</p> <p>◎補助金額 こども1人あたり年額2万2千円</p> <p>◎交付方法 年1回、補助対象者に直接交付（償還払）。</p> <p>◎申請手続等 （10月～11月） 保護者は、交付申請書に必要事項を記載し、在園証明書（園が作成）、住民票の写し、通帳の写し等（補助金の振込口座が確認できるもの）を添付して市に提出。申請書の提出は、保護者が直接市に送付、または、園で取りまとめて市に提出のいずれかの方法となる。 （2月～3月） 市は申請書の提出を受け、内容確認及び他に同種の補助金を受給していないことを確認したうえで交付決定を行い、保護者の口座に補助金を直接交付する。</p> <p>【新たな支援の在り方（本市の対応方針）】</p> <p>◎支援の水準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 私学助成幼稚園の保育料に対する施設等利用給付の上限額（月額25,700円）を基礎として、今回の調査結果（※1）を考慮し、月額20,000円～25,700円の範囲を基本としつつ、国の定める基準額を上限として設定する（※2）。 ※1 調査対象施設の平均保育料月額約41,000円、保護者が望ましいと考える保育料月額として最も回答の多かった金額は2万円以上3万円未満（全体の約31%）となっている。 ※2 令和3年度においては、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」として新たに実施される支援事業を、国の基準（月額2万円上限）に基づき実施する。 ・対象経費 施設等利用給付の対象経費に準じ、保育料部分（原則として全ての利用者が納付する共通の利用料）とする。 <p>◎支援の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市における、保育料に係る施設等利用給付に準じた方法とする。 ⇒市から利用者に対する償還払（年2回） ⇒施設は利用者に対して保育料に係る領収証を発行するとともに、利用者が市に提出する申請書類の取りまとめ等を行う。 ⇒市は申請書類の内容を審査し、適正と認める場合は申請者に決定通知を交付 ⇒支払は施設を経由せず、市から保護者に対して直接支払う。

No.	調査・検討事項	検討内容（国への報告内容）
4 (3)	指導・監査の在り方	<p>【対象施設の現状】</p> <p>◎各種学校（2施設）…神奈川県が施設所管としての監査を実施（4～5年に1回）</p> <p>◎認可外保育施設（5施設）…本市が施設所管としての監査及び幼児教育・保育無償化の対象施設に対する確認監査を実施（年1回）</p> <p>◎市は全ての対象施設に対し、川崎市幼児園児保育料等補助金に係る施設基準への適合状況について、書面による調査を実施</p> <p>【幼児教育・保育無償化の対象施設に対する確認監査（現状）】</p> <p>◎集団指導（確認後年1回以内及び制度改正や事例等に基づき必要と認められる場合に実施）を基本として、必要に応じ、個別の実地個別指導及び監査を実施</p> <p>【対象施設に対する指導・監査の在り方（本市の対応方針）】</p> <p>◎施設所管部署（各種学校・認可外保育施設）による監査は継続して実施</p> <p>◎上記に加え、概ね年1回の集団指導（対象施設を集めての指導）を実施するとともに、集団指導の結果等を勘案し、実地による個別指導を行う。</p> <p>◎実地指導で著しい運営基準への違反が疑われる場合等には監査の実施を検討</p> <p>◎施設所管部署との連携等、効率的・効果的な実施や施設の負担軽減に努める。</p>
4 (4)	市町村子ども・子育て支援事業計画への位置づけ	<p>◎本市の子ども・子育て支援事業計画「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」への位置付けを行う。</p> <p>◎令和3年度に本市実施計画の策定を行うため、その中において、現行事業（川崎市幼児園児保育料等補助）の対象人数を基礎として、量の見込み等を積算する。</p>
4 (5)	認可施設への移行に向けた課題の整理、計画等の策定や取組に対する支援	<p>【移行形態】</p> <p>◎幼稚園への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県（認可権者）との協議が必要 <p>◎保育所、地域型保育事業への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外施設が保育所等に移行する場合は、川崎認定保育園（本市が独自に認定）の認定を受け、市の指導監督のもと一定期間運営を行う必要あり。 <p>◎認定こども園への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設かの移行としては、幼稚園からの移行、保育所からの移行、認可外保育施設からの移行が考えられる。 ・本市では、既存施設からの移行形態として、幼稚園からの移行を進めている。 <p>【調査対象施設の状況】</p> <p>◎全ての施設において、独自の理念に基づく特色ある教育・保育等を実現するには認可施設に移行しての運営は困難との判断から、認可化を望んでいない。</p> <p>◎現状の施設・設備のままでは、認可施設の設置基準を満たすことが困難</p> <p>【認可施設への移行等に向けた支援（本市の対応方針）】</p> <p>◎既存施設から保育所や認定こども園への移行については、本市における就学前児童数及び教育・保育の量の見込みの推移を踏まえ、当該見込みに対する今後の対応として、多様な手法による受入枠確保の枠組みの中で進めていく。</p> <p>◎認可化を希望する施設に対しては、制度の概要、施設ごとの認可基準等に関する説明を行うとともに、個々の施設の状況に応じた対応を図る。</p>

※ No. の番号は、「資料3 事業結果報告書」の項番に対応しています。

No.	調査・検討事項	検討内容（国への報告内容）
5	今後の課題等	<p>【本市のこれまでの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は調査対象7施設に対し、これまで、幼児教育の増進及び保護者の経済的負担軽減を目的として、当該施設の利用者に対する本市独自の保育料補助を実施してきた。 <p>【調査対象施設の状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象7施設は、現状において認可施設に移行する意思はないが、各種学校の認可又は認可外保育施設の届出を行っており、これらの設置基準に適合していることに加え、本市の川崎市幼児園児保育料等補助の対象施設としての要件を満たしており、独自の理念・方針等に基づく特色ある活動を行いつつも、活動時における園児の安全や施設の適正な運営について、一定の質の確保が図られている状況である。 ・また、今回の調査により、保護者が施設を選択した理由や、施設が提供する教育・保育に対する評価等から、これらの施設が、本市における就学前の子どもに対する幼児教育・保育の提供に、重要な役割を果たしていることが改めて明らかになったものと考えている。 <p>【調査対象施設の利用者の状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、施設が無償化の対象でないことを認識した上で利用しており、現在の利用料でも子どもを通わせるに値すると考えている一方で、経済的負担を感じている。 <p>【今後の対応（本市の対応方針）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化の「3歳から5歳までの全ての子どもを対象とする。」という基本的な考え方に合致するものとして、各施設における独自の取組・自主性を尊重しつつ、子どもの安全等を確保するための適切な基準を設定したうえで、利用者に対する保育料補助を実施する。 <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題としては、補助水準について、無償化対象施設利用者との費用負担の差を解消すること、また、国が実施する新たな支援事業では、対象施設の要件として、「無償化の対象児が利用者の概ね半数を越えないこと。」としているが、保護者の就労状況等にかかわらず、地域において重要な役割を果たしている幼児施設等の利用者が等しく費用負担の軽減を受けることができるよう、当該基準の見直しを図ることが必要ではないかと考える。

※ No. の番号は、「資料3 事業結果報告書」の項番に対応しています。